

少子・高齢対策特別委員会記録
＜第2号＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月24日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

少子・高齢対策特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年3月24日 月曜日
開 会 午前10時37分
散 会 午後0時21分

場 所

第6委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 陳情平成17年第16号、同第126号、同第157号、同第171号の7、同第181号、陳情平成18年第55号、同第56号、同第61号、同第65号、同第104号、同第115号、同第116号、陳情平成19年第18号、同第27号、同第30号、同第31号の3、同第114号、陳情第7号及び第20号
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員 長	吉 田 勝 廣 君
副委員 長	内 間 清 六 君
委 員	伊 波 常 洋 君
委 員	池 間 淳 君
委 員	外 間 盛 善 君
委 員	当 銘 勝 雄 君
委 員	平 良 長 政 君
委 員	前 島 明 男 君

委員 奥平一夫君
委員 前田政明君
委員 赤嶺昇君

委員外議員 なし

欠席委員

砂川佳一君
上原賢一君

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長 伊波輝美君
高齢者福祉介護課長 城間明君
青少年・児童家庭課長 饒平名宏君
教育庁義務教育課長 山中久司君

○吉田勝廣委員長 ただいまから、少子・高齢対策特別委員会を開会いたします。

乙第11号議案、陳情平成17年第16号外18件及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11議案沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、乙第11号議案沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書（その3）の41ページをお開きください。

この議案は、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料について、調査事務及び公表事務の効率化が進んでいる実態を踏まえ、手数料を減額改定する必要があるため条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、介護サービス情報調査手数料の額を4万5000円から4万円に、介護サービス情報公表手数料の額を1万4800円から1万2000円に改定し、平成20年4月1日以降に介護サービス情報の報告を受けたものから適用するものです。

以上で、乙第11号議案についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田勝廣委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

伊波常洋委員。

○伊波常洋委員 調査対象になる事業所は、県内で何カ所ですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 平成20年度の見込みで申し上げますと、約1300カ所を予定しております。

○伊波常洋委員 本来、調査は県がやらなくてはいけないのですが、資料を見ると県の指定する調査機関とあります。何カ所ですか。どのように調査機関が指定したのですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 介護サービス情報公表の制度の中では、調査機関と情報公表をするセンターがございますが、調査機関で3カ所、情報公表で1カ所を指定しております。指定に当たっては、平成18年4月から制度が施行されておりますので、その時点で公募しまして、より公正、的確に公表できる、あるいは調査できる機関を3カ所、情報公表センターを1カ所指定しております。

○伊波常洋委員 公表して差し支えなければ、調査機関が何社だったのか、そして指定された3カ所の機関名をおっしゃってください。そして、情報公表機

関も1社ということですので、もちろん皆さんが情報を求めるわけですから、公表して当たり前だと思いますが、それも教えてください。

○城間明高齢者福祉介護課長 公募に申請した社が6カ所、その中で指定したのが3カ所です。3カ所の具体的な名称ですが、沖縄県社会福祉協議会、介護と福祉の調査機関おきなわーこれはNPO法人です。それから株式会社沖縄タイムエージェントの3カ所を指定調査機関として指定しております。それから指定情報公表センターについては公募ではなく、的確に適正に対応できる者として、沖縄県社会福祉協議会を指定しております。

○伊波常洋委員 調査機関として公募したところ6社、そして指定したところは3社。その契約期間というのは、一度3社が決まったらずっとですか。それとも毎年公募であるとか、あるいは何年ごとに公募とかがあるのですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 指定の有効期間はございません。当然に辞退する旨があれば、権利がなくなるということになります。特に指定期間はございません。

○伊波常洋委員 調査機関には、応募する資格要件があるのですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 特にこれといった資格条件等はありませんが、介護保険等に造詣の深い者と公表調査機関として公正に行えると思われる者ということで選定、指定しております。

○伊波常洋委員 資料の方には、指定調査機関は中立性、効率性を確保しないとイケない。調査機関の中立性の確保とありますが、調査する側はどのように中立性、効率性の確保を維持されているのか。客観的に調査する保証はどこで、どうされているのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 調査員の認定ですが、これは調査公表制度の始まる前に調査員の研修を実施いたしました。その調査員が施設に調査に入ることによって、一応の要件、レベルは達していると考えております。調査機関の認定に関しては、介護の資格、専門員などの資格を持った方がいらっしゃるということと、それから経理関係、税理士など分析やアセスメントができる方という形で、それぞれ各機関が認定していると考えております。

○伊波常洋委員 サービスを受ける側は、これらの情報をもとにして自分で施設を選べるという形はいいのですが、逆にサービスを受ける側が指定情報公表センターでの情報をもとにして、そこを選んだけれども全然サービスの提供が中身と違うという苦情はこれまでありましたか。あった場合にどのように対応されましたか。

○城間明高齢者福祉介護課長 サービス利用はかなりやられておりますが、それに対する苦情等はございません。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 今回、値下げということですが、もう少し詳しい経緯を説明してもらっていいですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 介護サービス情報調査手数料、それから公表手数料を改定する理由ですが、介護サービス情報手数料及び公表手数料は、平成18年度より施行された介護サービス情報の公表制度を運営するための手数料です。手数料については、国から示されたガイドラインにより設定を行いました。当初見込んだよりも事務の効率が進んだことから見直すこととしたと。調査手数料については、調査員の調査に要する日数、時間の見直し、それから旅費の見直し等が主な要因と考えております。公表手数料については、公表に係るデータ処理に要するコストを見直したことが主な要因です。この見直しについては、全国的に見直すよう国の助言等もあります。

○赤嶺昇委員 他都道府県の手数料の状況というのは、本県と比較してどのようになっていますか。

○城間明高齢者福祉介護課長 全国的な情報もございまして、九州ブロックでいいまして、沖縄県も含めまして8カ所全部見直す。2月定例会、もしくは平成20年度6月定例会でもって見直すこととされております。

○赤嶺昇委員 その手数料の額については、他都道府県と比較してどうですか。

○城間明高齢者福祉介護課長 額については、それぞれの地域の調査範囲、例えば旅費に係る費用というのはかなり差がございますし、それから対象件数があればスケールメリットがあって軽減できるという状況等もいろいろありまして、それぞれ個別事情があります。その中で沖縄県は平均よりちょっとだけ高い、平均にほぼ近い状況です。

○赤嶺昇委員 平均に近いと理解していいのですか。数字が出せればお願いします。

○城間明高齢者福祉介護課長 九州平均で申し上げますと、調査手数料が3万5000円、公表手数料が1万563円で合わせて4万5690円となっております。沖縄県は調査手数料が4万円、公表手数料が1万2000円で合わせて5万2000円です。本県と類似する離島を有する鹿児島県が、過重平均しておりますが調査手数料が3万9621円、ほぼ沖縄県と一緒にです。それから公表手数料に関しては、1万2500円と大体似たような状況です。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、福祉保健部及び教育委員会関係の陳情平成17年第16号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、福祉保健部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元に配付しております陳情に関する説明資料をごらんください。

新規の陳情が2件、継続の陳情が17件の計19件であります。

継続となっている陳情平成19年第18号、同第27号及び同第114号については、処理方針に変更がありますので説明させていただきます。

資料の25ページをお開きください。

資料25ページから26ページには、陳情平成19年第18号認可外保育所の児童処遇に関する陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、27ページの資料で御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

変更後の処理方針等の欄をごらんください。

変更後の処理方針1については、現段階での取り組み状況に合わせて、処理方針を変更するものであります。

変更後の処理方針を読み上げます。

1 認可外保育施設への給食費助成については、厳しい財政状況の中で検討を積み重ねてきましたが、平成20年度から給食費としてこれまでの牛乳代に加え、新たに米代を助成したいと考え、所要の経費を当初予算に計上しております。

なお、当該施設入所児童の処遇の向上については、国からも支援が得られないか、関係省庁へ働きかけを行っており、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、陳情平成19年第27号認可外保育園児の給食費助成に関する陳情及び同第114号認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める陳情につきましても、同様に処理方針を変更するものであります。

以上が、処理方針の変更に係る説明であります。その他の継続分については、処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、新規の陳情2件についてその処理方針の概要を御説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

陳情第7号認定こども園に関する陳情について御説明いたします。

陳情者は、浦添市議会議長大城永一郎であります。

陳情の内容につきましては、継続の陳情平成18年第61号認定こども園の具体化に関する陳情の記の1と同じであります。処理方針についても継続の陳情と同じですが、改めて御説明申し上げます。

認定こども園には、幼稚園と保育所が一体的に運営される幼保連携型、幼稚園が保育所的機能を備えた幼稚園型、保育所が幼稚園的機能を備えた保育所型、幼稚園、保育所のいずれの認可も有しないが、両方の機能を備える地方裁量型の4つの類型があります。

これらの類型は、地域のニーズに合った選択が可能となるように定められたものであることから、設置者において地域の実情に応じた選択がなされるものと考えております。

続きまして、資料の36ページをお開きください。

陳情第20号平成20年度県予算における保育関係事業費の削減に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者は、社団法人沖縄県私立保育園連盟会長玉城善徳外2人です。処理方針を申し上げます。

保育関係の平成20年度予算については、財政状況が非常に厳しい中で、多様化、増大化する保育需要に対応するため、行政経費を大幅に見直すとともに、各実施事業については補助基準額の減額等を行うことにより編成したものであります。

そのうち、認可化移行促進事業については、保育や会計処理等に関する専門家等からの指導、助言に係る経費を助成するものであり、こうした指導、助言は県や各市町村において対応することとしております。

また、地域子育て支援拠点事業については、センター型も実施することとしております。

以上で、陳情の処理方針について説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○吉田勝廣委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情に関する説明資料4ページの陳情平成17年第157号について、前定例会の委員会で質疑したものの続きで確認したいのですが、前回の委員会で伊波福祉保健部長が処理方針の下から4行にある「県としては、住民生活に直結する保育所関連の補助負担金制度が見直される場合であっても」という文言について検討するという話が前回の答弁であったんですね。その後、その方針についてどのように検討されたのか、お聞かせください。

○伊波輝美福祉保健部長 現在、国の方が検討中ということで、県としましては市町村を含めて見守り、それから方針が出されたらそれにきちんと意見を述

べていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 前回の委員会での議論を忘れたかもしれませんが、見直される場合であっても地方六団体とともに明確かつ確実な財源措置を国に求めるということなんですね。しかし、見直されると結果的に市町村は財政が厳しいですから、保育料であったり、両者の皆さんに負担がいきますよと、公立の保育園が一般財源化された後に、現に沖縄市など市町村によっては保育料が値上げされたところがあるんですね。その議論を踏まえた上で見直される場合であっても、これは求めるということではなくて、県としてはやはり明確に一般財源化については厳しいということで、しっかり述べるべきではないかという議論をしたんです。それについては、その状況もしっかり見ながら、県として早目に方針を打ち出したいという答弁をいただいたんです、そこはどうなのか。

○伊波輝美福祉保健部長 三位一体に関する改革の中では、公立保育所の措置費というのは一般財源化されているわけですね。私立認可保育所に関しては、それはまだ措置費の中でやっている状況でございます。これを見直すかどうかというのは今検討中ということでまだ結論が出ておりませんので、それに対するアクションは起こしていません。要するに市町村の負担にならないようにという立場では、全国知事会であるとか、地方六団体というのは地方議会を含めた6団体ですので、そういうスタンスは変わらないということです。

○赤嶺昇委員 平成16年6月にこの委員会に参加させてもらって、一番最初の答弁は法人の一般財源化を反対と当時の福祉保健部長は答弁しているんですよ。ところがその地方六団体の方針に沿って皆さんの方針が変わったんですね。それは変わって、結果的にこの公立保育園が一般財源化された後に影響はないかという話をしたら、保育料は実質的に上がったところがありますよと。今後、いわゆる法人の民間保育所が一般財源化されると間違いなく影響が出ると各市町村もそれを言っているんですね。国の動向を見守って、それが決まってからでは遅いんですよ。だから、県として早目にいわゆる地方六団体の方針があったにしても沖縄の保育の事情を見たときに、それについては反対であるということを変更してそれを方針として出すべきではないかという議論なんです。

○伊波輝美福祉保健部長 保育料に関しましては、それは市町村が軽減措置を行っていた分がなくなったということだと思います。法定的にとというのはおかしいのですが、措置費の中での基準単価は決まっているわけですから、保育料の取

れる範囲が。それが例えば今回国の方で市町村によって2人を保育園に預けていたら、年長者の分を軽減していたのです。年少の子を軽減するという制度も打ち出しているわけです。これは平成20年度の話ですが。この部分を例えば2人預けたら軽減するような市町村措置があったんですね。その部分が保育料になっているだけで、要するに軽減措置がなくなって基準の保育料に戻っただけなんですね。これに関しては、市町村がやった分に関して別に県がやるということではなく、大きく国が負担金の軽減をするのは我々地方自治体の負担が大きくなるから、これには反対しますということで現在もやっております。

○赤嶺昇委員 今の軽減措置がなくなったというのはいつからですか。

○伊波輝美福祉保健部長 各自治体が実施しておりますので、この前調べた平成17年度の調査であり、現在はどのような軽減のものが出ているのかはまだ調べられておりません。

○赤嶺昇委員 皆さんに問い合わせをして、公立保育所の一般財源化に伴う影響を出してもらったんですよ。そのときに保育料の問題であったり、いろいろ出たんですね。それに伴って公立保育所でもこれだけ影響が出ているんだったら、民間の認可保育所が一般財源化されるといろいろと課題が出ますよと。市町村によっては財政が厳しいわけですから、一般財源化されるということは市町村の裁量になりますよね。そのときに結果的に今認可保育所が足りない。認可化促進も頑張っているかもしれませんが、やらないといけない時期に民間の認可保育所が一般財源化されると大きな影響があるよという皆さんは認識していますか。

○伊波輝美福祉保健部長 一般財源化と認可の保育園に子供たちを預けるときの子供1人当たりの措置費、契約料というのは決まっていますので、これは全然関係ないと思うんですね。保育料というのは、父母から徴収するお金です。軽減されていたのが保育料と正規で決まっている、基準になっている単価になって軽減措置がなくなったということなんです。要するに父母の負担部分が軽減されていたということなんです。それがなくなっています。ですから、一般財源化の話と認可保育園にお願いする金額というのは別の話になります。

○赤嶺昇委員 保育料だけの話をしているわけではないですよ。この県保育協議会の皆さんは、利用料の引き上げや保育サービスの水準低下などさまざまな

問題が出ていると言っているんですよ。それはないということですかとしか聞いていません。保育料云々の細かい話を聞いているのではなく、この陳情の皆さんからすると、一般財源化されると影響が出るという陳情なんですよ。その認識を聞きたいんですよ。一般財源化されるのであれば、されても問題ないというのであれば、平成16年6月の答弁はおかしいんですよ。一般財源化を反対しているわけですから。そこに行政として一貫性がないんですね。なぜ、あるとき反対したのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 一応、地方交付税でこれが来ると、これは保育所の分だとかという区分がわからなくなるわけですね。それで、これは保育所のもの、これは老人の経費という形で明確に残る形の方が望ましいという形で、我々含めて言っているんだと思います。ですから、わからなくなるような形でお金のきかたよりは、きちんと負担金というようにきてほしいというのが福祉保健部としてのスタンスです。

○赤嶺昇委員 沖縄県の立場としては、一般財源化する必要はないですよ。一般財源化した方が県としていいのですか。県の姿勢が変わったりしているものですから、どうなんだという話をしているんですよ。私は影響が出ると思っていますから、皆さんは影響がないと言うのであれば、明確に影響がないという答弁してください。

○伊波輝美福祉保健部長 外部では議論したことがあるのですが、この中でどっちがよろしいかという話は議論なされていないということです。

○赤嶺昇委員 皆さんは議論しないで、答弁によっては当初はそれは反対と明確に答弁しているんです、当時の稲福福祉保健部長が。その後、喜友名福祉保健部長になってくると変わってくるんですよ。我々は継続してこれを審査していますから、特に議論していないという話になってくると、この陳情の処理というは何なのという話になってきますよ。皆さんは公立保育所に伴う影響調査をしているんですよ。その調査結果をいただいているんですね。ここに来て、軽減措置がないから、それは別だという話をされていますが、現に市町村へいろいろと問い合わせをすると、やはり影響は出たと言っているんですよ。実施主体は市町村と皆さんはよく言いますが、私らは市町村へ問い合わせをするわけですよ。市町村へ問い合わせをして、公立保育所の一般財源化に伴う影響はありますかと聞いたら、ありますと皆さんは言っているんです。だから、それ

は一般財源化されると問題。まして公立保育所でも影響が出ているということは、今、民間の認可保育所が圧倒的に多いわけです。浦添市で言うと、20会員のうち4会員が公立保育所、16会員が法人の認可保育所なんです。間違いなく影響が出るというのは我々も見えているわけですから、それが一般財源化されることによって、もともとの地方交付税がどのように交付されているというのが見えない。それが影響しませんかという話をしているんですよ。沖縄の立場からすると、本来ならばこの予算というのは無駄というのはないです、単価なども決まっていますから。一般財源化する理由は、沖縄の立場としてはないはずですよという意味です。そこは明確に県の姿勢を出さないと、県は国が決まってからは対応できませんよ。

○伊波輝美福祉保健部長 今回の県としては、影響が出ないようにしていただきたいというのがスタンスであって、影響がどの程度出るとか、そこまでの部分というのは見えないところなんです。

○赤嶺昇委員 そうしたら、前回の公立保育所の一般財源化に伴う影響というのは皆さんが出しているわけです。こちらがつくったものではないですよ。皆さんが取りまとめて出したんですよ。市町村に確認したんですよ。皆さんが出した資料を今もう一度出してください。

○伊波輝美福祉保健部長 保育料に関しましては、どういう決め方がなされているかということ、所得階層に応じて保育料が決まっています。その保育料が決まったものを徴収は賦課できるわけです。ですけど、軽減措置をかけていました。その軽減措置を撤廃せざるを得なかったという影響だと考えているんです。

○吉田勝廣委員長 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員長が質疑と答弁がかみ合わないため、執行部に対しては資料の請求を求め、赤嶺委員に対しては再度質疑するよう求める。)

○吉田勝廣委員長 再開いたします。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 平成17年11月調査、公立保育所運営費の一般財源化に伴う影響

を調べー事業費の削減、那覇市、宜野湾市、うるま市、大宜味村と全部出ているわけですよ。職員の非常勤化ー石垣市、国頭村、大宜味村と全部丸がついているんですね。公立の民営化加速ー那覇市、沖縄市、豊見城市、与那原町、大里村、保育料の値上げは、今保育料の軽減措置の話をしていましたが、現に市町村からの回答に基づいたものをまとめているんですよ。この影響を皆さんが調べて、それに対して伊波福祉保健部長の答弁で影響がないというのはおかしいでしょう。これは私がつくった資料ではないですよ。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 今、お上げした資料は市町村に対してヒアリングをした状態での、いわば影響調べです。もう一つ、運営費そのものの1人当たりの推移を見た資料を前にも御説明したと思うのですが、例えば平成15年度が1人当たり9万1147円が、平成16年度ではやはり落ち込みまして8万8677円ですが、平成17年度で9万850円という形である程度運営費は確保されてきているという別の側面もございます。そういうことで影響がしっかり出ているか、出ないかという確認は両面の資料があるということで、今のところは最終確認をされていないという状況です。

○赤嶺昇委員 この資料に基づいて運営費の話もありましたね。市町村に問い合わせをすると、事業費の削減とか。これからそれに伴って新規の陳情に移りたいんですよ。その中で職員の非常勤化も大きな問題ですよ。予算が削減されてくると平成20年に対する陳情も出ているわけです。こういう影響調べが出ているものに対して、これは市町村の回答なんです。これは虚偽の報告なんですか、皆さんの回答は。それについては特に調べていないと言っていますが、平成17年11月ということはやがて2年を超えているわけです。それに対して調べていないということ自体、話にならない話ですよ。だからこそ、この陳情がずっと生きていて、私たちはずっと聞いているんですよ。これは、このままではまずいと、一般財源化されたら影響が出ますよと。どこの市町村へ行っても、どこの保育園へ行っても、よかったら皆さんも各市町村の認可保育園に行ったらいいですよ。これは影響が出ると思いますかと、みんな出ると言いますよ。ここに来て、特に出るかどうかはわかりませんという答弁はどうかという話をしているんです。前定例会の中で伊波福祉保健部長に言ったのは、そういう現状もあるから、処理方針をもう一回精査して見直すべきではないかという話をしたら、それについて検討しますという答弁だったんです。だから、聞いているんですよ。前定例会から今定例会までに何が変わったんですか。何もしていないということになるんですよ。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 一般財源化を行うということは、各自治体の裁量を、使い勝手がいいような形にするというのが本来の一般財源化だと思うのですが、その場合にその財源をしっかりと手当てしてくれということ年全国知事会等を含めて我々は求めているわけです。そういう趣旨がそういうことであるので、我々としてはおっしゃるように、国の方もこれをペンディングした経緯がございますので、そこの推移を見守る状況にあるという現状なんです。

○赤嶺昇委員 これは答弁になってないですね。
休憩をお願いします。

○吉田勝廣委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員が一般財源化に対する県の考え方について改めて答弁を求める。)

○吉田勝廣委員長 再開いたします。
伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 地方交付税等により、必要な財源が確実に確保されなければ市町村の財政状況等は影響を受けやすくなります。事務費や事業費の削減等が懸念されるころではあります。地方六団体においては、真の地方自治の確立に向けた三位一体の改革へ取り組んでいるということでもありますので、国庫補助負担金の廃止を提言しておりますが、これは税源移譲と地方交付税による確実な財政措置を前提としたものであります。県としましては、法人立保育所運営が一般財源化される場合にあっても、保育施策の後退などの影響が出ないように、地方六団体の主張に沿って地方交付税等により必要な財源が確保されるよう、こちらの方も要求していきたいと考えております。

先ほど、饒平名青少年・児童家庭課長が一般財源化の全体の数字と比較を申し上げましたが、平成16年度と平成17年度を比べましても児童1人当たりの運営費は変わっておりません。1人当たり月額8万8677円ですが、平成17年度に関しましては9万850円と財源は一応確保されているのではないかと考えます。市町村の保育のレベルが落ちたとは考えておりません。ですから、公立保育所が一般財源化されて、先ほどの調査もありますが、子供たちへのお金というのは手当てされていると考えております。ですけれども市町村を含めて、私たち

が子供のためのお金はできるだけ確保しようという方向性を、これは福祉の分という確保というのは努力していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 事業費の削減がこれだけ出ているというのは何なのですか。公立保育所運営費の一般財源化に伴う影響調べは、皆さんが出して、集約して、これもちょうどきれいにやってないです。本来、もっときれいにやった方がいいよという指摘もしているんですよ。取り急ぎお願いしてやってもらったのですが、それでもまだ完全にやってないんですね。ここで堂々と事業費1人当たりという話をしますが、直接現場で保育所のいろんなものが削減されて、いろんな影響が出ているということに対して、皆さんは本当に把握しているのかどうかも含めて、この数字だけで、机の上だけで見るのと、現場、市町村に行っただけ皆さんは調査しているのですか。そこが違うんです。私は日常的に先生方と会っていますから。皆さんは数字だけ見ると変わりませんよと。現に変わっているんですよ。もう一度、調査したらいいじゃないですか。調査してください。どうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 できるだけ早急に調査していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 もう1点ですが、これが本題ではないでしょう。1つは見直される場合であってもという文言は、一般財源化の地方六団体の方針はあったかもしれない。しかし、沖縄の実態を見た場合にその文言はよっぽど気をつけないと違うメッセージがいきますよという指摘をしているのですが、どうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 そういう状況も踏まえてやっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひお願いします。これは今回初めてではないですから、約4年間やってきている話ですから。それに関連して本題に少し入りますが、37ページの陳情第20号の新規ですが、平成20年度県予算における保育関係事業費の削減に関する陳情で、1から5の引き下げ等が行われているということに対しての皆さんの処理方針が出されております。結果的に県も財政が厳しいんですね。これは一律に全部削減するという中で、結果的にこれは後退になりませんか。

○伊波輝美福祉保健部長　こちらがとれる、例えば認可化移行促進事業を休止するなどの思い切った措置をとるとともに、他都道府県の実施状況等を勘案して一定程度の補助基準額の引き下げを行いました。そういうことをやらざるを得なかったということです。こうした状況にあっても、保育所の入所児童や職員の処遇に直接かかわる保育所運営費や退職共済助成金については、所要額を措置するとともに、要望の強かった認可外保育施設への給食費助成については米代の助成に係る経費を措置いたしました。その結果、保育関係の予算の総額は平成19年度と比較しますと、平成20年度は6.9%は伸びた状況を確認することができたと考えております。

○赤嶺昇委員　この陳情で言われているのが、少子化の中で国も少子化対策をやっているのですが、結果的に財政状況が厳しい中で皆さんは事業費そのものを削減しているということなんですね。先ほどの答弁に戻ると、影響はしませんかという話です。保育、いろんな事業に対して予算が減額されること自体、さっきの答弁がおかしくなりませんか。

○伊波輝美福祉保健部長　一般財源化というのが、地方交付税、税金の徴収という形でつくられていくわけですが、それが大幅に少なくなっています。当然に影響を受けて、県単独事業を中心に見直しを行ってきました。これはどうしても必要なものというのは、国庫などで、例えば病児、病後児保育事業を新しく開始しなくてははいけない。これが優先だろうということで、ほかの比準単価を下げるとか、不要不急のものを削っていくような感じでやってきたわけですが、福祉保健部の基準としましては病気、その予防、その順序でお金を組まざるを得なかったというのが現状でございます。

○赤嶺昇委員　県の財政状況と福祉保健部は非常に厳しいということは理解しているんです。それをどんどん無責任に話をしているのではなくて、結果的に先ほどの話と今言う子供たちの保育を守るという点では財政が、県も含めてどの市町村も厳しいわけですから、だからこそ先ほどの議論をしているということを理解していただきたい。この中で絞って、1から5の指摘があるのですが、4番の独立行政法人福祉医療機構の借入金の問題と産休等の代替職員任用については、処理方針で私はどう皆さんがそれに対して答えているのか見えないので、お答えください。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 まず、独立行政法人福祉医療機構の借入金利子補給事業ですが、平成20年度限りですが新規受付を廃止するという打ち出ししておりますが、この事業というのは保育所運営の安定化を図るために設けられたのですが、現在においては運営費の弾力運用が大きく認められておりまして、そういう意味で利子を運営費から支払うことも可能となっているということで、この事業自体は初期の目的を一定程度果たしたのではないかと思います。それから産休代替職員任用事業の補助単価の引き下げというのは、先ほど他都道府県の状況も見ながらということがございまして、回答があった39都道府県のうち廃止したところが2県、次年度に廃止する予定が1県というところもございまして、それから、ほかの6県においては最低賃金以下の補助単価ということを設定しているところもございまして、そういう状況で先ほど伊波福祉保健部長が言いましたように、全体の財政状況の中からこの分についても少し下げて何とか乗り切りたいという状況です。

○赤嶺昇委員 これも結果的に県の事業にしても、財政が厳しいからこそそのように下げざるを得ないという現状がありますから、ただ保育のサービスの低下につながるという先ほどの答弁があったりするものですから、結果的にそれはつながっていきますから、これを下げるといことは、そこも認識していただきたいということを指摘で終わります。

あと1点ですが、認可外保育施設への給食費について確認します。25ページの陳情平成19年陳情第18号と幾つか認可外保育施設の児童処遇についてですが、今年度から1日1食当たり11円ですが、本会議でも答弁いただいているのですが、ちょっと理解できなかったのが1日当たり11円の根拠をもう一度説明してもらっていいですか。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 公立保育所を参考にしまして、児童1人1日当たりの必要摂取量というのを見ますと、3歳未満児では30グラム、3歳児以上ですと35グラムという設定をしております。それから平成20年度の1歳以上の認可外保育施設の入所児童数の推計値、それから市販の米の販売価格等を勘案して1日当たり11円と算定しました。

○赤嶺昇委員 1日当たり11円で全市町村がそれに対応した場合に、県の年間の持ち出しは幾らですか。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 2100万円となっております。

○赤嶺昇委員 知事が当選して、今年で折り返しになるんですね。今回、認可外保育施設の皆さんの給食費について出すと、年間2100万円ですね。浦添市は指定保育園に対して、単独で約2500万円ぐらい出しているんです。浦添市の単独ですよ。県全体の施策で2100万円というのは、芽出しは私は評価していますよ。ただ、この11円というのは、例えば先ほど1食当たり35グラムという話ですが、浦添市の栄養士に確認したんですよ。35グラムですかと聞いたら、45グラムという話をするんです。皆さんが出している数字も本当に正しいかどうか不自然なんです。答弁を専門の方々が聞いて、問い合わせがあるんですよ。35グラムというのはどこからきたのとの話がきたりするんです。そういうことも踏まえて、これを議論すると時間がかかりますので、まずこれが1点。先ほどの2100万円というのは、例えば全体の給食費を300円ぐらい上げると10何億円かかる中での2100万円というのは、厳しい財政状況ではあるものの幾ら何でも余りにも厳しいのではないかというのが、私の率直な感覚なんです。皆さんに27ページを見てほしいのですが、陳情平成19年第18号の継続で、処理方針と真ん中に変更後の処理方針があるんですね。前回までの処理方針と今回の処理方針の変更があるんですね。皆さんは調査をして、473カ所のうち174カ所からの回答で、そのうちに出た平成15年度の認可保育所の給食費は255円、小学校の給食費は200円程度ということに基づいて出てきた結果が、1日1食11円なんですよ。この方針の展開の仕方が余りにもどこに継続性があるのか、私は全然見えない。調査をして、差額が100円という数字まで出て、ここに来て米代が11円はどうなんですか。

○伊波輝美福祉保健部長 先ほどの予算をどうつくるかという話をやりましたが、本当にあちこちを削ってどうにか出したという状況であります。ですから、本当にお金があれば幾らでもできると思いますし、そういう意味では県全体の予算の方向性もかなり厳しいので、次年度もその確保を考えますと、備蓄米の話からお米という形になりましたので、2000万円ぐらいだったらやれるのではないかという部分もありました。もう一つは、次年度継続を考えないといけませんし、ほかのところの予算をどう組み立てるのかを考えますと、とても厳しい。それから市町村も厳しい。浦添市はかなりお金があるのではないかと思います。市町村も11円ぐらいだったらおつき合いできるという反応などもいただいて、では今年から11円で頑張ろうか、お米代頑張ろうかという形で設定させていただきました。

○赤嶺昇委員 この答弁も前回調べてきた結果からここにきて、余りにも1日当たり11円というのは、先日、認可外保育施設の大会に参加させてもらって、皆さんは110円ではないのか、間違いだ、まさかと言っていましたよ。本当に11円なのというのが皆さんの声だったんですね。本委員会も各省庁へ出向いて、委員長を中心に直接訴えてきました。初めて向こうへ行ったときに、沖縄県として米軍基地の問題だとか、さとうきびなどのいろんな問題での要請はあったのですが、子育てに関する要請は初めてと言われました。私は今回のこの委員会の要請の意義はそこにあったと思います。初めて県議会が子供たちのために全員で行ったという意義、行ったことに対してできれば、財政が厳しい中ではあるのですが、知事を初め福祉保健部長もこれが応援団だと思って、11円の芽出しをしたということは稲嶺前知事が8年間でできませんでしたから、私は率直に評価しています。ただ、この11円をやはり上げていくように皆さんもしっかり頑張ってもらいたいということを指摘しておきたいと思います。そして、少子・高齢対策特別委員会は特別委員会ですから、私は個人的な意見ですが、この4年間で少子・高齢対策にどれだけこれが対応できたかと問われるのがこの委員会の役割だと思っておりますので、今回、委員長が恐らく報告すると思いますが、これまでの実績も含めて、それを述べていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良長政委員。

○平良長政委員 先ほど赤嶺委員からも質疑がありましたが、36ページ、37ページの新規で陳情第20号平成20年度県予算に関する沖縄県私立保育園連盟の会長玉城善徳からの陳情についてお伺いをしたいと思います。この陳情の趣旨は、平成20年度に保育関係の事業費が削減されているので、削減しないように配慮してもらいたいということですが、その具体的に1、2、3、4、5とあって、特に産休等代替の職員任用事業費の補助単価の引き下げについて言及しております。処理方針を見ると、補助基準額の減額等を行うと先ほど答弁にもありましたが、そのうちと書いて1から5までのうち、2、3と答えられています。この陳情の趣旨は特にと書いて、先ほど申し上げたことを書いているのですが、この特にと書いたところは一顧だにせず、何ら処理方針に出てこないのはとても奇異に感じておりますが、それはどうしてなのでしょう。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 処理方針の前段の方にございますが、「多

様化、増大化する保育需要に対応するため、行政経費を大幅に見直すとともに、各実施事業については、補助基準額の減額等を行うことにより編成したものであります」ということで、要請経費の大幅な見直し、そこで補助基準額を減らさざるを得なかったというところにまとめて述べているつもりでございます。

○平良長政委員 私が質疑したことに全然答えてないのですが、それはわかるんです。皆さんの処理方針もそのうちと書いて、5項目のうち1と、それからまたと書いて2、3を述べられているんです。そうではなく、この質疑は特にと書いていて、その5番目のことを書いているのですが、もしこの処理方針でだれが考えても基本的なことを書いて、ここで特にと書いてあるから、そのうち、特に産休等代替はどうと述べるべきではないですか。5項目あって、特に5番目を強調しているのに、ここでそのうちと書きながら5項目めは流して、何も書かないで特に以外のことを答えられているのは、おかしいのではないかと私は質疑しているんです。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 先ほど赤嶺委員にもお答えしたのですが、産休代替については他都道府県の状況も調べた上で、予算の減額幅をもって落としたわけですが、そこの部分を書くと言いつつめいた感じになるのかと思いついて、そこのところは明記しなかったのです。

○平良長政委員 それはしようがないです。ぜひ、次からの処理方針できちんと陳情要旨に答えて、明確にしてほしいと思います。その産休代替で伊波福祉保健部長からもありましたが、いろいろと要望が強いものについて、あるいはランクづけをしながらこれは確保したと幾つか言っていて、結局は産休代替は残念ながら引き下げをしたという答弁もございましたが、この産休代替の職員任用事業の県が考えている位置づけは、私はとても大事なことだと思うのですが、その位置づけが揺らいでいるというのか、しっかりしないからこれはもういいだろうと、5920円から700円もダウンしたということで、この位置づけについてはどうでしょうか。

○饒平名宏青少年・児童家庭課長 もちろんおっしゃるとおり、少子化の中で産休をとる保育者等がちゃんと安心して産休に入れるよう代替職員を配置するためにこの事業がございまして。そういう中で単価を引き下げるということは、玉城善徳沖縄県私立保育園連盟会長もおっしゃっておりますが、保育士の来手が少ないのではないかと懸念もございましたけれども、そこのところは先

ほど言った全体の予算の中でこういう額を提示したということですので、御理解をいただきたいと思っております。

○平良長政委員 先ほど赤嶺委員からありました米代の件ですが、例えば3歳未満児の30グラム、3歳以上の35グラムが45グラムではないかという試算もあるようで、いずれにしてもしっかりと、私も芽出しに対しては評価しておりますし、ぜひ伊波福祉保健部長時代に、その芽出しについても評価しておりますので、ぜひそれを毎年、認可外保育施設の皆さんの要望にこたえて、引き上げていくよう、いずれにしても認可保育園との差が著しいのは間違いありませんので、これも要望しておきたいと思えます。

それから、一般財源化についてもこの処理方針に指摘があったように、見直された場合であってもではなく、やはり県の方針としてきちんと見直されない、あるいは一般財源化を反対するという立場を明確にして、今後も頑張ってもらいたいと要望して終わりたいと思えます。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどありました陳情平成17年第157号、それから赤嶺委員が質疑した件も含めてですが、一般財源化というのは公的保育の質を低下させていくことになるというのは、公立保育所の状況から見てもそのとおりだと思います。陳情平成19年第18号の認可外保育施設の給食費についても、私はこの前認可外保育施設の集會に吉田委員長も含めて参加しましたがけれども、11円は110円の間違ひではないかと。そういう流れの中では、芽出しとして頑張られたことは一福祉保健部として頑張ったことは評価したいと思います。それから認可保育所の方々が一般財源化をやめて、今の状況の中で使えるお金をはっきりしてほしいというのはそのとおりだと思います。この間、この少子・高齢対策特別委員会で議論していく中で思うのは、三位一体の改革、構造改革、規制緩和というのが本当に、特に県民所得の少ない私たち沖縄県民に重くのしかかっている。格差貧困が広がって、非常にどうしようもない状況にきている。もう一つは、財源を真の地方自治のため権利が拡大して、財源を補てんしてあげるといふ建前が崩れている。そういう面で800兆円を超える国の財政のもとで、私は議論する中で一番大事な子供たちの問題がおろそかになっているというのが非常に残念だと。この沖縄県の子供たちの健やかな発展という面で改めて勉強になったのは、認可外保育施設の実態が米軍基地の問題と同じように非常に

深刻な問題が起こっているなど。子供たちの育ちという意味で、憲法で保障されている、児童福祉法で保障されている健やかな環境を守れないという現状が幾つか出てきているのではないかと。特に私は県議会議員になってびっくりしたのは、児童虐待です。コザ児童相談所も含めていろんなケースを見てきましたが、そういう面では総括的になりますが、やはりここは大事なところが削られてきているなど。特に私の立場から言えば、カジノの予算や旭橋再開発事業の補助金を出す場合に借財をして出せないものもやったり、26億円とかという面で見れば、もっと子供たちの目線で運用できるのではないかとということで、今度の予算編成でも厳しいということで、予算の重点化、効率化という場合に残念ながら大事な将来を担う子供たちの予算が削られてきているということは大変残念です。そういう面では、ぜひ担当の福祉保健部としていろんな苦勞があると思いますが、先ほどの給食費の芽出しはよく頑張ったと思いますので、あといろんな問題につきましても、この陳情の趣旨に沿うように頑張ってくださいということで終わります。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 この特別委員会はきょうで終わるかもしれませんが、せんだって予算特別委員会が開かれたのですが、その委員ではなかったのが東京都町田市の福祉行政を視察してきましたが、その職員の皆さんもそうですが、やはりこれまでの福祉に対する考え方というのがみんな一緒なんです。そして、行政の基本は福祉行政にあるんだと。こういうことをきちんと頭の中に据えて、実施しているそのものも福祉を絶えず考えながら行政展開している。私はそこへ行きまして、そこに住んでいる方と、そこ以外に住んでいる方々の生活の差、あるいは受ける恩典の差が、同じ国民でありながらこうまでも差がつくのかと実感したわけです。お金があればできるという言い方もあるかもしれませんが、お金がない中でもそこを行政の中できちんと頭の中に入れて展開していくのと、展開していかないものとは差が出てくると思いますので、ぜひ伊波福祉保健部長以下職員の皆さん方も、総務部に対しても財政が厳しい状況の中であっても、私たちはこうしたいということを主体的に申し上げて、財政の予算の確保などに取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○吉田勝廣委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部及び教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○吉田勝廣委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決方法などについて協議)

○吉田勝廣委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○吉田勝廣委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情11件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田勝廣委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吉 田 勝 廣